

村山市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 期日 令和7年7月14日（月） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（16名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	—	—
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
—	—	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（2名）

6番	下山 勝宏	—	—
11番	海老名正度	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

5. 報 告

報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第20号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

毎日暑い日が続いており、雨が降ってほしいと思っています。これからますます暑くなるという予報ですので、体調管理には十分注意して農作業に取り組んでください。スイカの収穫が始まりました。田については水不足が懸念される状況ですが、収穫まで管理をお願いします。

それでは、第7回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

13番 高谷 太 委員、14番 高橋 昭 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は53番から58番までの6件で、所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が3件です。地目・面積はすべて畑で、8,831㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号53番から58番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(7月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。はじめに、委員案件53番を除いた54番から58番までの5件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 54 番から 58 番までの 5 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 32 号の 54 番から 58 番までの 5 件は原案のとおり可決決定しました。

続いて 53 番の委員案件 1 件について審議します。5 番委員はご退席願います。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、53 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 32 号の 53 番 1 件は原案のとおり可決決定しました。5 番委員はご着席ください。

続きまして、続きまして議第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 番の 1 件で、地目、面積は畑、503 m²です。詳細は担当者へ説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 2 番は、申請人が「作業場、雪置場」を建築するため、農地転用をするものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。(第 1 種要件)

一般基準の資力につきましては、金融機関が発行する残高証明書で確認しております。

この案件について、7 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周

辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第33号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、7月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 34 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、30 番から 32 番までの 3 件です。地目、面積は田が 2,485 m²、畑が 372 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 30 番は、譲受人が「除雪車駐車場(9 台分)」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人の除雪車駐車場スペースが狭いことから、新たに駐車場を設置します。

農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」に該当しております。

立地基準については、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号 31 番は、譲受人が「農業用機械庫、駐車場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人の機械置場が不足していることから、申請地に増設する計画です。

農地区分は、農地の規模がおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。

立地基準については、集落において居宅・事業所に近接した農地に農業用機械庫などを整備することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当するものです。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号 32 番は、譲受人が「一般住宅、重機置場」を設置するため、所有権を移転するものです。申請地に隣接する譲受人の自宅が古くなり、申請地に建て替える計画です。また、譲受人が経営する会社の重機置場も併せて設置します。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、立地基準については、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。(第 1 種要件)

一般基準の資力につきましては、金融機関が発行する残高証明書で確認しております。

いずれの案件についても、7 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。はじめに、委員案件31番を除いた30番、32番の2件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、30番、32番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第35号の30番、32番の2件は原案のとおり可決決定しました。

続いて31番の委員案件1件について審議します。14番委員はご退席願います。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、31番の委員案件1件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第35号の31番1件は原案のとおり可決決定しました。14番委員はご着席ください。

続きまして、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、7月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、30番から32番までの3件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第36号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第19号から報第20号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第20号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号142の1件で、地目と面積は畑、503㎡です。解約理由は貸し人の都合によるもので、集積の助成金、離農補償はありません。

続いて、「非農地証明願について」です。この度の非農地証明は6番から9番までの4件で、地目・面積は田が224㎡、畑が11,460㎡です。20年以上前から耕作出来ず農地性が失われ原野化、雑種地となったものです。

いずれの案件も7月2日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第19号から報第20号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 32 号から第 36 号までの 5 件、報告の報第 19 号から第 20 号までの 2 件について、終了します。

終了 午前 10 時 30 分